

文京区公示第一七三号

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第八条及び第十二条第一項の規定により住民票を職権で消除したので、同令第十二条第四項の規定により別紙のとおり公示する。

令和八年八月十八日

文京区長

成澤

廣

修



記

氏名

関根 仁

関根 郁子

住所

東京都文京区本駒込四丁目二番二号

田戸ガーデンツリー二〇三

職権消除年月日

令和八年八月十八日

行政不服審査法に基づく申立て等について

一 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に区長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して三箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

二 この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して六箇月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）提起することができます。

なお、決定の通知を受けた日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記一の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができます。